

「東横堀川にぎわい創出に向けた地先利用に関する調査業務」 企画提案募集要項

1. 業務概要

1-1. 趣旨

水都大阪コンソーシアム（構成団体＝大阪府、大阪市、大阪商工会議所、関西経済連合会、関西経済同友会、大阪観光局、大阪シティクルーズ推進協議会。以下「コンソーシアム」という。）は、「水と光のまちづくり推進会議」により示された「水と光のまちづくり推進に関する基本方針」に基づき、「水と光の首都大阪」の実現に向けた事業を実施し、大阪の都市魅力の向上に寄与する取組みを進めています。

水都大阪コンソーシアムに関する詳細は、以下のホームページを参照してください。

<https://www.suito-osaka.jp/index.php>

https://www.suito-osaka.jp/about_suito/company.html

本業務の調査範囲である東横堀川は、大阪城の外濠として1585年に開削された大阪で最も古い堀川であり、水の回廊（※1）の一つであることから水辺での恒常的なにぎわい創出に向け、様々な催しや拠点整備が実施されています。

また、コンソーシアムにより護岸と建物の間の河川空間を実験的にオープンテラス等に活用する取組み（以下、「地先利用」という。）を進めており、今後、沿川の店舗等が川側に出入口を設け、様々な地先利用が実施されることをめざしています。

本業務では、地先利用の取組みが周辺に広がるよう、沿川住民や店舗、ビルオーナーなどへ実験の概要などを情報発信するとともに、将来のめざす姿（将来的に護岸改修された場合も含め）を提示しながら、地先利用に対するニーズをヒアリングにより把握し取りまとめることを目的としています。

（※1）水の回廊：大阪市内都心部を流れる川（堂島川・土佐堀川・道頓堀川・東横堀川・木津川）

1-2. 調査位置図（大阪市中央区）



1-3. 基本方針および将来像

本受託事業者は、以下の方針と将来像を理解のうえ、調査業務を実施すること。

(1) 基本方針

1) 世界に誇る「水と光のシンボル空間」の実現

大阪城から大阪湾までをつなぐ「東西軸」と都心部をロの字に流れる「水の回廊」を中心に、船が行き交い、人々が水辺で集い憩う、他都市に類を見ない水都大阪の修景づくりを進め、光のプログラムと連携し、世界に誇る「水と光のシンボル空間」を実現することをめざしています。

2) 多彩な民の参画とビジネス創出・活性化

「水」と「光」を活かした都市魅力の創造の好循環の実現に向けて、公民の役割分担と強い連携のもと、企業やクリエイティブな人材等の多彩な民の参画を促し、まちの魅力を高めるビジネスの創出・活性化やまちづくり活動の促進を図っていきます。

(2) 将来像（案）

次に掲げる将来像（案）を実現することにより、水辺における魅力の向上及びにぎわいが創出されることをめざします。

1) 地先利用の社会実験が沿川に広がり、恒常的な取組みとなるような機運が醸成される。

2) 沿川住民や店舗等による地域協議会が設立され、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を受け、河川空間へオープンテラス等を設けることにより、人々が集い憩う空間が創出される。

3) 沿川での水辺の活用を契機とし、河川管理者による護岸改修がされ、親水性のある空間が創出される。

4) 上記2)、3)と連動し河川沿いの景観が向上し、舟運ルートとしての魅力が創出されることにより、東横堀川を航行する船舶が増加し舟運が活性化される。

2. 具体的な業務内容

(1) 1-3の基本方針及び将来像の実現のため、地先利用に関するニーズをヒアリング調査により把握し、社会実験実施及び将来の規制緩和に必要な基礎資料を作成すること。

1) 取組み内容や制度及び必要な手続き、将来像を説明する資料の作成

(例：現状の取組みと橋間毎の将来イメージ図など)

2) 沿川住民や店舗、ビルオーナー等への地先利用の情報提供、参画意欲や意見の把握

調査位置図に示す範囲について、上記1)で作成した資料にて説明し、地先利用への参画意欲の有無や取組み自体への意見などを把握すること。

a. 参画意欲のある対象には具体的な利用方法や時期

b. 参画意欲のない対象にはその理由

c. 東横堀川の現状や近隣でのにぎわい創出に対する意見

また、参画意欲のある対象が参加する意見交換会を最低1回開催すること。

3) ヒアリング内容のとりまとめ

調査結果を基に参画意欲の有無や利用希望内容を地図へプロット化するとともに、一覧にまとめること。

4) 規制緩和に向けた資料の作成

ヒアリング調査結果を基に、将来、河川敷地占用許可準則に定める「都市・地域再生等利用区域」の指定を受ける際に、実現可能なスキーム（区域設定、河川占用者など）を作成すること。

5) 上記1)～4)の内容をまとめ、報告書を作成すること。

(2) 留意点

上記(1)1)、4)については、発注者とともに河川管理者の見解を確認した上で作成すること。

3. 企画提案概要

(1) 提案内容

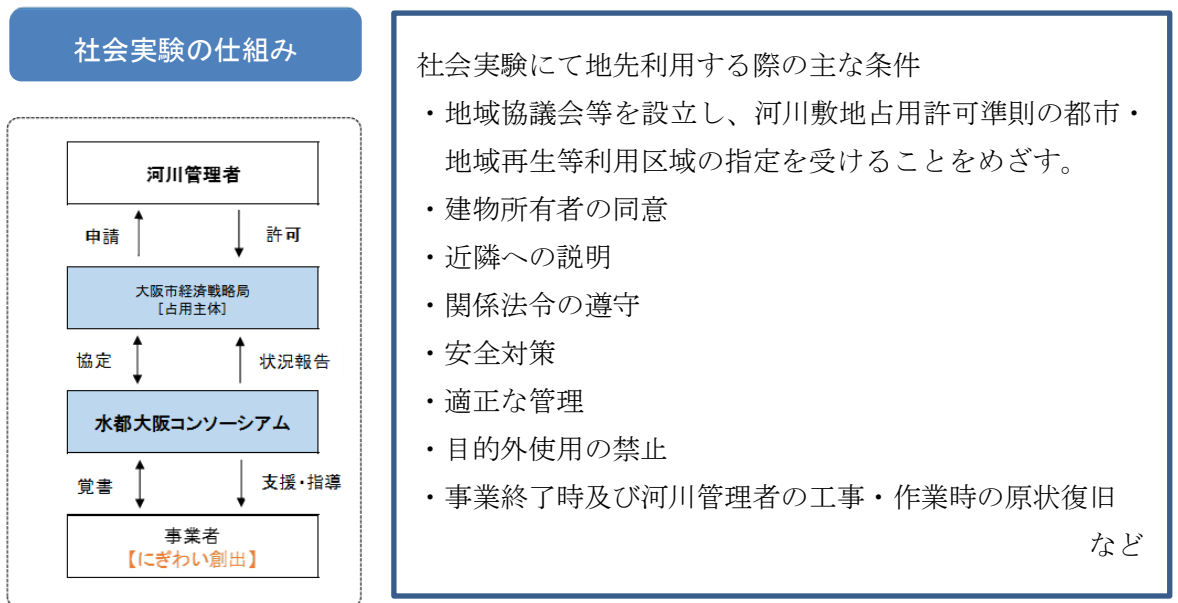
1) 取組み内容や制度及び必要な手続き、将来像を説明する資料

沿川住民等の意見を収集する際に、以下の点をふまえて説明に使用する資料イメージを提案すること。

a. 現在の社会実験の概要

河川敷において恒常的なにぎわいを創出するためには、地先利用を行う沿川住民等で組織する地域協議会等が、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を受けることが必要となる。

沿川住民等により地域協議会等が設立されるためには、河川敷の利活用やにぎわいに対する機運醸成が必要であることから、コンソーシアムが以下の仕組みや条件にて地先利用を試行的に実施することにより、本取組みの見える化を図り周辺へ発信していく。



b. 沿川住民等が理解しやすいよう、イメージ図等を活用

2) 沿川住民や店舗、ビルオーナー等への地先利用の情報提供、参画意欲や意見の把握

沿川住民等の地先利用に対する意見について、調査対象種別毎（住民、物販店舗、飲食店舗、オフィスビル等）に、どのような内容、方法で実施するかを提案すること。

3) 報告書の内容

構成やとりまとめ方法について、イメージ図や表、グラフなどの活用の有無を含め提案すること。

- (2) 提案上限金額
2,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

4. 応募者の要件

応募者は次に示す条件をすべて満たすこと。（グループで申し込む場合は、全ての構成員が次に示す条件をすべて満たすこと。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない者。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項または第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けたものが、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）にかかる新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始申立てをしなかった者又は更生手続開始申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 自己又は自社の役員・関係者等が、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当していないこと。
- (5) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (7) 直近 1 カ年において、本店所在地の市町村税（東京都の場合は特別区税・都税）、消費税、地方消費税及び大阪市内に事業所を有する場合においては大阪市税を完納していること。

5. 応募の手続き

5-1. 募集等のスケジュール

応募開始	平成 30 年 9 月 10 日（月）
説明会参加申込締め切り	平成 30 年 9 月 13 日（木）17 時 00 分まで
説明会の開催（質問受付開始）	平成 30 年 9 月 14 日（金）14 時から
質問受付締め切り	平成 30 年 9 月 18 日（火）17 時 00 分まで
質問に対する回答	平成 30 年 9 月 25 日（火）予定
応募書類の提出締め切り	平成 30 年 10 月 9 日（火）17 時 00 分必着
プレゼンテーション・審査	平成 30 年 10 月 下旬（予定）
結果通知	平成 30 年 10 月 下旬（予定）

5-2. 説明会の開催

本件募集にかかる説明会を下記のとおり開催します。説明会に出席しなくても本事業に応募することはできますが、募集時以降の最新情報を提供する場合があるため、可能な限り説明会に出席してください。

なお、説明会参加希望者は、説明会参加申込書【別紙1】に必要事項を記入し9月13日（木）17時00分までにFAXにて本要項9に記載する「提出先、問合せ先」まで提出してください。送信後は、必ず到着の有無を電話で確認してください。

- 1) 開催日時 平成30年9月14日（金） 14時（受付開始13時30分）
- 2) 開催場所 大阪府咲洲庁舎38階 大阪府 府民文化部会議室
- 3) その他 当日は、募集要項等をダウンロードのうえ、持参すること。会場の都合により、出席者は1社につき2名（1グループ最大4名）までとします。

5-3. 応募に関する質問

(1) 質問方法

- 1) 質問票【別紙2】に必要事項を記載のうえ、本要項9に記載する「提出先、問合せ先」まで電子メールで送信してください。

また、共同企業体で応募する場合は、代表構成員がとりまとめて送信してください。

- 2) 質問の送信後は、必ず到着の有無を電話で確認してください。
- 3) 口頭、電話、FAXでの質問は一切受け付けません。
- 4) 電子メールの「件名」に【質問書】「東横堀川にぎわい創出に向けた地先利用に関する調査業務について」と記載し送信してください。
- 5) 補足資料等のファイルを添付する場合は、マイクロソフトワード形式、マイクロソフトエクセル形式又はアドビPDF形式としてください。なお電子メールのサイズは1MBを限度とします。

(2) 受付期間

平成30年9月14日（金）説明会終了後から9月18日（火）17時00分まで締め切り以降の質問は一切受け付けません。

(3) 回答

受け付けた質問に対する回答は、平成30年9月25日（火）（予定）にコンソーシアムHP「入札・契約情報」に掲載します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

<https://www.suito-osaka.jp/bid/index.php>

5-4. 応募書類の受付及び内容等

(1) 受付期間

平成30年9月26日（水）から10月9日（火）17時00分必着

(2) 提出方法

提出期限までに本要項9に記載する「提出先、問合せ先」まで提出してください。持参のほか郵送での提出を可としますが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等により提出してください。

(3) 必要書類及び提出部数

提出の際は、「1 応募書類」と「2 企画提案書類」は別ファイルとしてください。

1) 応募書類

名 称	様 式	部数	内 容
a. 応募申込書	様式 1	1 部	所定様式に必要事項を記入
b. 誓約書	様式 2		
c. 共同企業体協定書	様式 3 (標準様式)	1 部	グループで申し込む場合のみ
d. 申込添付書類 ※		1 部	<p>1. 民法及び会社法（「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」含む。以下同じ。）に基づく単独の法人又は民法及び会社法に基づく複数法人で形成されるグループの場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社定款又は寄附行為 ・商業登記簿謄本及び代表者の印鑑証明書（提出日前 3 か月以内に発行） ・会社概要書 ・貸借対照表、損益計算書等の財務諸表、又は、確定申告書（提出日前 1 年以内に発行） ・直近 1 ヶ年分の本店所在地及び大阪市（大阪市内に事業所を有する場合のみ）の市町村民税及び固定資産税・都市計画税の納税証明書（申請時点で発行から 3 か月以内のもの：写し可） ただし、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合はその旨を記載した理由書（様式自由） ・消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3（その 3 の 2、その 3 の 3 でも可））（申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可） <p>2. 任意団体の場合 団体の定款あるいは規約、収支など</p>
e. 事業または活動実績調書	様式自由	1 部	過去に実施した事業の実績や取り組んできた活動内容がわかるもの
f. 業務にかかる実施体制	様式 4	1 部	所定様式に必要事項を記入

※グループで応募する場合、すべての構成員について提出すること。

2) 企画提案書類

下記書類を正本1部、副本10部提出してください。

※副本には記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者氏名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。

種 類	内容・備考	書 式
表 紙		様式自由
目 次		様式自由
a. 企画審査項目	以下の項目について、文章、図面、イラスト、写真等でわかりやすく説明すること。	
ア) 沿川住民や店舗、ビルオーナー等への説明資料 イ) 沿川住民や店舗、ビルオーナー等の参画の可能性や意見の把握 ウ) 報告書の内容	ア) 説明に用いる資料イメージを記載すること。 イ) 有効と考えられる調査内容・方法について記載すること。 ウ) 構成やとりまとめ方法をイメージ図や表、グラフなどの活用の有無を含め記載すること	様式自由
b. 事業運営力審査項目		
ア) 運営計画 (運営に関する条件提示)	運営体制、コンソーシアムとの連絡体制、工程表を記載すること。	様式自由
イ) 収支計画	事業収支計画を記載すること。	様式自由
ウ) 提案金額見積書		様式5

(4) 事業提案書類等の取扱い

1) 著作権

事業提案書類、その他応募者から提出された書類（以下、「事業提案書類等」という。）の著作権は、応募者に帰属します。ただし、コンソーシアムが必要と認めるときは、事業提案書類等の内容をコンソーシアムが無償で使用できるものとします。契約に至らなかった応募者の事業提案書類については、運営事業者の選定に係る本事業の公表の目的以外に原則使用しません。

2) 提出書類の取扱い

事業提案書類等は、当該募集に関する報告等のため必要と認める場合、及び大阪府や大阪市の関係条例等の規定による情報公開手続きによる場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しません。

3) 提出書類の返却

提出された応募提案書類等は返却しません。

4) 事業提案書類等に使用する言語は日本語とします。

5) 応募にかかる経費は全額応募者の負担とします。

6) 書類の不備があった場合には、審査の対象とならない場合があります。

(5) その他

当該募集の保留、延期又は取り止め若しくはその他募集に関する重要事項等を連絡する場合には、コンソーシアムのホームページに掲載するので定期的に確認してください。

なお、連絡事項の確認を行わなかったことにより、応募者が被った損害については、コンソーシアムは一切の責めを負いません。

6. 事業者の選定方法

6-1. 審査方法

事業提案書類等及び応募者によるプレゼンテーションにより審査します。プレゼンテーション（平成 30 年 10 月下旬予定）は、30 分程度（質疑応答を含む）を予定しています。なお、プレゼンテーションにあたっては、事業提案書類のみを使用してください。

審査は次の審査項目に基づき実施し、契約候補者を選定します。

審査後、契約締結までの間に契約候補者が失格となった場合には、次点の提案者を採用します。

ただし、審査の結果、評価点が 6 割を下回った場合は、契約候補者及び次点者として選定しないことがあります。また、審査は非公開とし、審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けません。

6-2. 審査の項目

事業提案を審査する際の項目は以下の通りです。

【選定基準】

審査項目	審査のポイント	配点
企画力	<ul style="list-style-type: none">・水と光の魅力で世界の人々を惹きつける「水と光の首都大阪」の趣旨等を十分に理解し、将来像に資する調査となることが見込まれるか。・沿川住民や店舗、ビルオーナー等のニーズを有効に把握する手法となっているか。・地域のまちづくりにつながることを意図した調査となっているか。・東横堀川周辺の地域状況を把握した上での提案となっているか。	60点
運営力	<ul style="list-style-type: none">・確実かつ効果的に実施することができる体制、運営計画になっているか。・提案内容は適切な費用積算であるなど、高い実現性を有すると考えられるか。	30点
提案価格	<ul style="list-style-type: none">・次の計算式により評価点を算出 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※提案価格は、募集要項に定めた 200 万円（税込）を上限とする。	10点
合計		100点

6-3. ヒアリングの実施

審査にあたり、必要に応じて、応募者に対して内容の説明を求める場合があります。

6-4. 結果の通知及び公表

結果は、全ての応募者に通知（共同企業体で応募した場合は、その代表に通知）します。

また、次の内容についてコンソーシアムHPで公表します。

- (1) 契約候補者の名称、評価点及び選定理由（評価ポイント）
- (2) 全応募提案者の名称（申込順）
- (3) 全応募提案者の評価点
（得点順。応募提案者が2者の場合、次点の者の評価点は公表しない）
- (4) 事業者選定委員会委員の氏名
- (5) 全体講評（議事の要旨）（コンソーシアムHPアドレス）<http://suito-osaka.jp/>

なお、審査内容及び結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じません。

6-5. 失格事由

次のいずれか一つに該当する場合は、応募者は失格とします。応募提案者が契約候補者に決定した後契約締結までの間に、次のいずれか1つに該当した場合も同様に失格とし、次点の者を採用します。

- (1) 応募者がコンソーシアムの関係者及び審査員に対して直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- (2) 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について、相談を行った場合。
- (3) 事業者選定終了までの間に他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- (4) 応募提案書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合。
- (5) 応募者が応募受付日から契約締結日までの間に「4. 応募者の要件」の応募資格の条件に該当しなくなった場合。
- (6) プレゼンテーション審査を欠席した場合。
- (7) 2案以上の企画提案をした場合（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）
- (8) 別紙「水都大阪コンソーシアム公募型プロポーザル方式応募提案・見積り心得」に違反した場合。
- (9) その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

6-6. 応募者が1者又は無い場合の取り扱い

応募者が1者の場合であっても、審査を実施します。ただし、応募者がいない場合は本件の公募を中止します。

7. 契約期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

8. 契約等に関する事項

8-1 契約の締結等

契約後、事業者の責めに帰すべき事由により業務が実施されない場合は、契約を解除するとともに、受託事業者は契約書に定める違約金を支払うことになります。

8-2 その他

本要項に記載のない事項は、契約締結時に別途コンソーシアムと協議のうえ決定します。

9. 提出先、問合せ先

担当：水都大阪コンソーシアム

住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 38 階

電話：06-6210-9311 FAX：06-6615-6300 E-mail：info@suito-osaka.jp

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後 0 時 15 分から午後 1 時を除く

水都大阪コンソーシアム公募型プロポーザル方式 応募提案・見積り心得

(目的)

第1条 この心得は、水都大阪コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という）が行う公募型プロポーザル方式による事業者の選定及び随意契約における企画・技術提案及び価格提案（以下「応募提案」という。）並びに見積書の徴取その他の取り扱いについて、応募提案をしようとする者（以下「応募提案者」という。）及び契約交渉の相手方として選定された事業者（以下「契約候補者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 応募提案者及び契約候補者は、関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

(公正な応募提案の確保)

第3条 応募提案者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に応募提案の内容を決定しなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
- (2) 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 契約候補者の選定の前に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 契約候補者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (5) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(募集要項等の熟知)

第4条 応募提案者は、コンソーシアムの企画提案募集要項及び業務仕様書に記載された応募提案及び契約締結に必要な条件を熟知のうえ、応募提案しなければならない。提案時に、募集要項及び業務仕様書等について疑義があるときは、コンソーシアムが指定した方法によりコンソーシアムに対し説明を求めることができる。

(見積書の作成等)

第5条 契約候補者は、コンソーシアムが指定した様式により見積書を作成し、記名押印の上、指定した要件に基づき提出しなければならない。

- 2 見積書が、見積依頼書、その他の見積依頼において指定した日時までに到達しないときは、当

該見積書は無効とする。

- 3 見積書を提出した後は、訂正することはできない。
- 4 前各項の規定は、コンソーシアムが別に指示する場合は、適用しない。

(見積りの辞退)

第6条 契約候補者は、第11条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、コンソーシアムの承認を得て、見積りを辞退することができる。

- 2 契約候補者は、見積りを辞退しようとするときは、コンソーシアムが指定した様式により見積り辞退承認申請書を作成し、コンソーシアムへ提出するものとする。(なお、応募提案者が、期限までに提案書等の提出をしない場合は、応募提案者とならないので、辞退のための申出は不要である。)
- 3 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

(見積りの取り止め等)

第7条 契約候補者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあるとコンソーシアムが認めるときは、契約の相手方としないことがある。

- 2 前項の場合において、コンソーシアムが調査を行うときは、契約候補者は当該調査に協力しなければならない。

(見積書の再作成)

第8条 契約候補者が提案上限金額以内の見積りをした場合であっても、再度、見積書の作成を依頼することがある。

- 2 前項の場合において、見積書の再作成の依頼を受けた契約候補者が辞退した場合であっても、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

(見積書の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 契約候補者以外の者がした見積り
- (2) 指定した日時、場所に提出されなかった見積り
- (3) 記名押印を欠く見積り
- (4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不鮮明な見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 虚偽その他不正行為により行ったと認められる見積り
- (7) コンソーシアムから示した条件以外の条件を付した見積り

(8) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第10条 契約候補者が提案上限金額の範囲内で適正と認めた見積書を提出した場合は、その者を契約の相手方とする。

2 前項による契約候補者が契約の相手方とならなかった場合において、次点者がいる場合は、第5条から第10条前項までの規定を準用する。

(契約の手続き)

第11条 前条の規定により契約の相手方となった者（以下「契約相手方という。」）は、速やかに契約の手続きを開始しなければならない。

(契約書等の提出)

第12条 契約相手方は、コンソーシアムから交付された契約書に記名押印し、これをコンソーシアムに提出しなければならない。

2 記名押印した契約書を提出しないときは、契約相手方としての資格を失う。

(異議の申立)

第13条 契約候補者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第14条 その他公募型プロポーザル方式に関する応募提案及び見積りに際しては、コンソーシアムの指示に従うこと。

(様式)

見 積 書

平成 年 月 日

水都大阪コンソーシアム
委員長 児玉 達樹 様

所在地

商号又は名称

氏名又は代表者名

印

水都大阪コンソーシアム公募型プロポーザル方式 応募提案・見積り心得及び契約書の各条項並びに仕様書等を熟知のうえ、下記のとおり見積りします。

記

案件名称 _____

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	一	
合計金額										円

(注) 見積書に記載された金額は、契約希望金額の100/108に相当する金額である。

金額を訂正しないこと。

金額記載の文字はアラビア字体とすること。

金額の頭に¥記号をつけること。

(様式)

見積り辞退承認申請書

平成 年 月 日

水都大阪コンソーシアム
委員長 児玉 達樹 様

所在地

商号又は名称

氏名又は代表者名

印

次の理由により見積りを辞退いたしたく、下記のとおり申請します。

記

1 案件名称 _____

2 辞退の理由